

特 記 仕 様 書

この物件については、収穫調査委託仕様書に定めるほか、以下によるものとする。

1. 収穫区域界の区域標示テープ色については、監督職員から指示がされた場合は、指示によるものとする。
2. 収穫区域界の標示間隔については、監督職員の指示によるものとする。
3. 調査木へのナンバーテープ付けは、ホッチキス針 10 mm以上を使用し、2 針止めとすること。